

○安来市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第41号

改正 平成31年3月26日告示第39号

令和2年2月12日告示第11号

令和3年12月15日告示第195号

令和5年3月24日告示第41号

(目的)

第1条 市は、安来市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修等を行う者に対し、その費用の一部を助成することにより、地震による木造住宅の倒壊の防止を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的として、安来市木造住宅耐震化等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造である住宅をいう。

(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法、精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）又はこれと同等と認められる方法に基づいて、第5号に規定する耐震診断士が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項の規定による建築士をいう。

(4) 建築士事務所 法第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所をいう。

(5) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士で島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登載されている者又はこれと同等の技術を有していると認められる者をいう。

- (6) 耐震補強設計 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅に対し、当該評点を1.0相当以上に向上させるための実施設計（耐震診断士によるものに限る。）をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震補強設計に基づき実施する耐震補強工事で耐震診断士が工事監理を行い、耐震補強設計と同一年度内に工事が完了する見込みのものをいう。
- (8) 住宅修繕工事 耐震改修工事に併せて実施される住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕工事（耐震改修工事が実施される住宅と同一の建物及び工期内に行われるものに限る。）をいう。
- (9) 除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅の全てを除却する工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住宅を所有する者又は所有する者から補助金申請に係る別表に掲げる事業について承諾を得た者であること。
- (2) 同一世帯に属する者全員が市税の滞納がない者であること。
- (3) 別表に規定する耐震補強設計事業を行う者にあっては、同一年度内に耐震改修事業を完了すること。
- (4) 住宅修繕事業を行う者にあっては、併せて耐震改修事業を行うこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工された木造2階建て以下の住宅のうち、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）又はこれらに類する住宅で、現に居住の用に供していること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公的団体が所有する住宅でないこと。
- (4) 原則として、次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからオまでに定める要件を満たすこと。

- ア 耐震診断事業にあっては、耐震診断を行う住宅が過去にこの告示又は他の助成制度（廃止前の安来市定住促進支援事業補助金交付要綱（平成26年安来市告示第47号）第4条の表に規定する中古住宅取得支援事業及び廃止前の安来市定住推進支援事業補助金交付要綱（平成28年安来市告示第40号）第2条に規定する住宅取得事業（以下これらを「中古住宅取得支援事業」という。）を除く。）による助成を受けていないこと。
- イ 耐震補強設計事業にあっては、耐震補強設計を行う住宅が過去にこの告示（耐震診断事業を除く。）又は他の助成制度（廃止前の安来市木造住宅耐震診断士派遣制度要綱（平成22年安来市告示第28号。以下「耐震診断士派遣制度」という。）及び中古住宅取得支援事業を除く。）による助成を受けていること。
- ウ 耐震改修事業にあっては、耐震改修工事を行う住宅が過去にこの告示（耐震診断事業及び耐震補強設計事業を除く。）又は他の助成制度（耐震診断士派遣制度及び中古住宅取得支援事業を除く。）による助成を受けていないこと。
- エ 住宅修繕事業にあっては、住宅修繕工事を行う住宅が過去にこの告示（耐震診断事業、耐震補強設計事業及び耐震改修事業を除く。）又は他の助成制度（耐震診断士派遣制度及び中古住宅取得支援事業を除く。）による助成を受けていないこと。
- オ 解体助成事業にあっては、解体工事を行う住宅が過去にこの告示（耐震診断事業を除く。）又は他の助成制度（耐震診断士派遣制度を除く。）による助成を受けていないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助対象事業は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日までに第10条の実績報告をする見込みのものとする。

- 2 当該事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除でき

る部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額」という。）は、補助対象経費に含めてはならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震化等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、事業に着手しようとする日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の位置図及び平面図（耐震改修事業にあっては補強方法及び補強箇所を示す図面等、住宅修繕事業にあっては工事箇所を示す図面等）
- (2) 見積書等の写し
- (3) 住宅の建築又は着工年月日が確認できる書類の写し
- (4) 耐震診断結果報告書の写し（耐震補強設計事業及び解体助成事業に限る。）
- (5) 世帯全員の住民票
- (6) 世帯全員の市税の滞納がない旨を証明する書類
- (7) 入居者全員の同意書（住宅が長屋又は共同住宅の場合に限る。）
- (8) 借家人の同意書（住宅が貸家の場合に限る。）
- (9) 対象住宅の2面以上の外観写真（耐震診断事業及び解体助成事業に限る。）
- (10) その他市長が特に必要と認める書類等

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 当該申請者は、第6条の規定により行った申請を取り下げるときは、木造住宅耐震化等促進事業補助金交付申請取下願（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条に規定する

交付決定を行ったものがあるときは、これをなかつたものとみなす。

(申請内容の変更及び承認)

第9条 第7条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、木造住宅耐震化等促進事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に第6条に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の変更の可否を決定し、木造住宅耐震化等促進事業補助金変更決定（却下）通知書（様式第5号）により補助事業者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震化等促進事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る費用の請求明細書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し（耐震診断事業に限る。）
- (4) 耐震補強設計の設計図書一式及び耐震改修後の耐震診断表（耐震補強設計事業に限る。）
- (5) 工事工程写真（着工前後の対比が可能なもの）及び完了写真（耐震改修事業、住宅修繕事業及び解体助成事業に限る。）
- (6) 耐震改修工事監理報告書（様式第7号）（耐震改修事業に限る。）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類等

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震化等促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、木造住宅耐震化等促進事業

補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、耐震補強設計事業に係る補助金の請求は、市職員が実地調査により耐震改修事業に着手したことを確認した後でなければすることができない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含めている補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の有無等について、木造住宅耐震化等促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第10号）により、第11条の規定による通知を受けた年の消費税の確定申告後速やかに、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告により補助対象経費に消費税仕入控除税額が含まれている場合は、当該額に対する補助金の返還を命ずる。

- 3 第15条の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。

- 2 市長は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、木造住宅耐震化等促進事業補助金取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、木造住宅耐震化等促進事業補助金返還命令書（様式第12号）により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第15条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

#### 附 則（平成31年3月26日告示第39号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年2月12日告示第11号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年12月15日告示第195号）

##### （施行期日）

- 1 この告示は、令和3年12月15日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

#### 附 則（令和5年3月24日告示第41号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費	補助対象経費の10分の9以内の額	住宅1棟当たり60,000円
耐震補強設計事業	耐震補強設計に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額	住宅1棟当たり400,000円
耐震改修事業	耐震改修工事に要する経費（改修を行う床面積の23以内の額）	補助対象経費の100分の23以内の額	住宅1棟当たり838,000円。ただし、耐震

事業	合計に 1 平方メートル当たり 34,100 円を乗じて得た額を限度とし、耐震改修工事に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む。)		改修工事を施工する業者が市内に事業所等を有しない法人又は市内に住所を有しない個人事業主（以下「市外業者」という。）の場合は、700,000 円を限度とする。
住宅 修繕 事業	住宅修繕工事に要する経費	補助対象経費の 5 分の 1 以内の額	住宅 1 棟当たり 800,000 円。ただし、住宅修繕工事を施工する業者が市外業者の場合は、700,000 円を限度とする。
解体 助成 事業	除却工事に要する経費	補助対象経費の 100 分の 23 以内の額	住宅 1 棟当たり 400,000 円。ただし、除却工事を施工する業者が市外業者の場合は、300,000 円を限度とする。

備考 補助金に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。